

# 令和 8 年 1 月 21 日からの大雪により 被災された方に保険料の免除を行っています

被害区分	免除額	災害救助法の適用市町村
全焼または全壊 及び全部冠水	保険料 3 カ月分	
半焼または 半壊、床上 1m 以上の冠水	保険料 2 カ月分  ※右記の災害救助法の適用 市町村に住所を有する組合員 のみ保険料 3 カ月分を免除	青森県、秋田県、山形県、新潟県の一部 市町村  「内閣府防災情報のページ」を ご覧ください <a href="http://www.bousai.go.jp">http://www.bousai.go.jp</a>
床上 1m 未満の冠水	保険料 1 カ月分	

※ 4 カ月目以降については、国保組合に対する国の財政支援の考え方、免除措置の延長の通達など  
が出された段階で改めて検討します。

## ○ 保険料の免除を受けるとき

被災された方は以下の書類を提出します。

- ① 保険料徴収猶予または減免に関する申請書  
(記号番号、氏名、住所、免除を受ける理由等を記載)
- ② 災証明等免除の理由を証明する書類  
(消防署、地方自治体などの公的機関発行の証明書)